



監査結果報告書

令和元年度（2019年度）No.3

定期監査（工事監査）



旭川市監査委員

旭 監 第 58 号
令和元年12月26日

旭 川 市 長 西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長 安 田 佳 正 様

旭川市監査委員 田 澤 清 一
旭川市監査委員 坪 沼 一 成
旭川市監査委員 門 間 節 子
旭川市監査委員 松 田 宏

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定期監査（工事監査）

| | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 監査の対象工事等 | 1 |
| 2 | 監査の実施期間 | 1 |
| 3 | 重要リスク及び監査の着眼点 | 1 |
| 4 | 監査の方法 | 2 |
| 5 | 監査の結果 | 2 |

第 1 定期監査（工事監査）

1 監査の対象工事等

本監査を行うに当たっては、市の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象工事の選定に当たっては、担当部局に偏りが生じないように考慮した上で、当年度において施工中の工事のうち、契約金額がおおむね3,000万円以上のものの中から次の工事を選定した。

| | |
|---------|---|
| 対 象 部 局 | 上下水道部 |
| 工 事 名 | 旧永山3号川上流1号幹線その4下水道新設工事 |
| 工 事 場 所 | 旭川市永山11条3～4丁目 |
| 担 当 課 | 下水道施設課 |
| 工 期 | 令和元年7月29日から令和2年2月10日まで |
| 契 約 金 額 | 160,600,000円 |
| 施 工 者 | 廣野・岸田共同企業体 |
| 工 事 概 要 | □3500×1500函渠布設工 73.95m 管路土留工（鋼矢板） 一式 |

2 監査の実施期間

令和元年9月20日から令和元年12月16日まで

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|-----------------|--|
| ・ 不適切な工事の計画及び設計 | ・ 都市計画及び事業決定の手続が適正に行われており、また、工事の計画通知関係書類が整備されているか。 ・ 当該工事について予算と整合がとれており、工事施工の決裁手続が適正に行われているか。 ・ 事業目的、法令等に適合した設計となっているか。 ・ 仕様書、図面等の設計図書は的確に作成されているか。 ・ 工期の設定は適切に行われているか。 ・ コスト削減意識を反映した設計となっているか。 |

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 過大又は過少積算 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用が適切であり、また、数量及び金額が正確で、それらの算出根拠が明確か。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等に反する相手方の選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札の方法及び手続は適正に行われているか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な仕様又は金額での契約締結 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所など、契約の内容は適切か。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計内容と異なる工事の施工 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等を遵守し、設計図書どおり施工されているか。 ・ 工程管理及び品質管理が適切に行われているか。 ・ 現場の安全管理は適切に行われているか。 ・ 工期変更又は設計変更の理由、内容及び時期が適切であり、また、工事が遅延した場合の措置は適切であるか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事対象の破損 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事前に被害が予想されるものについて、写真撮影、測量等により着手前の状態が記録されているか。 |

4 監査の方法

本監査は、工事に関する専門的知識が必要となることから、対象工事に係る設計、積算、施工状況及び工事現場の安全管理などの技術面に関する調査を協同組合総合技術士連合に委託し、技術士の派遣を求めた。

実施に当たっては、技術士が令和元年11月1日に行った実地調査において、工事の概況説明及び工事現場の調査に立ち会った上で、委託先から提出された調査報告書の内容を基に監査を実施した。

5 監査の結果

対象工事に係る設計、積算、施工状況及び工事現場の安全管理などの技術面に関することについて、委託先から提出された調査報告書を考察した結果、当該報告書における調査結果の範囲において、工事執行関係の諸手続は適切に行われているとともに、施工状態における工事技術上の問題はなく、おおむね適正であると認められた。